

主要な政策に係る評価書(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑥)

政策 ^(※1) 名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築			分野	地方行財政	
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図る。 [中間アウトカム]:税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築及び地方税の応益課税を強化する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況	当初予算(a)	35	30	35	39
		補正予算(b)	240	0	0	0
		繰越し等(c)	△ 239	239	0	
		合計(a+b+c)	36	269	35	
執行額		27	161	28		

政策に関係する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	平成28年度税制改正の大綱	平成27年12月24日	現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主 要な測定指標)	基準(値) 【25年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【28年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)					
			26年度	27年度	28年度			
地方税を 充実し、 税源の偏 在性が小 さく、税 収が安定 的な地方 税体系を 構築する こと	① 国・地方 の税源配 分の在り 方の見直 し	国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>	国:地方 = 58.2:41.8 (平成24年度決算)	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。 国:地方 = 59.6:40.4 (平成25年度決算)	国:地方 = 61.6:38.4 (平成26年度決算)	国:地方 = 61.0:39.0 (平成27年度決算)	地方が自由に使える財源を拡充する 観点から、国と地方の税源配分の在 り方を見直す。	○
		② 歳入総額に占める地方税の 割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 34.5% (平成24年度決算)	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。 地方税の割合 35.0% (平成25年度決算)	地方税の割合 36.0% (平成26年度決算)	地方税の割合 38.4% (平成27年度決算)	地方税を拡充し、歳入総額に占める 地方税の割合を拡充する。	イ
	③ 税源の偏 在性が小 さい地方 税体系の 構築	地方税の都道府県別人口一 人当たり税収額の最大値と最 小値の比較 <アウトカム指標>	最大値/最小値 2.5倍 (平成24年度決算)	税源の偏在性が小さく地方税体系を構築する。 最大値/最小値 2.6倍 (平成25年度決算)	最大値/最小値 2.6倍 (平成26年度決算)	最大値/最小値 2.5倍 (平成27年度決算)	税源の偏在性が小さい地方税体系を 構築する。	○
住民自治 の確立に 向けた地 方税制度 改革を実 施するこ と	④ 地域の実 情に応じ た政策を 展開する ための地 方税制度 改革	地方税制度の「自主的な判 断」と「執行の責任」を拡大す る方向で改革するための取組 <アウトカム指標>	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。 地域決定型地方税制特例措置既存 導入数 9項目 (平成26年度税制改正による導入数 5項目)	地域決定型地方税制特例措置既存 導入数 17項目 (平成27年度税制改正における導入 数 8項目)	地域決定型地方税制特例措置既存 導入数 22項目 (平成28年度税制改正における導入 数 5項目)	地域決定型地方税制特例措置既存 導入数 36項目 (平成29年度税制改正における導入 数 14項目)	地方団体の課税自主権の一層の拡 充を図る観点から、引き続き検討を行 い、特例の対象を更に拡充する。	イ
		⑤ 地方税に おける税 負担軽減 措置等の うち、特 定の政策 目的のた めに税負 担の軽減 等を行 う「政策 減税措置 」の項目 数 <アウト カム指 標>	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 54項目を見直し (うち5項目を廃止・縮減) (平成26年度税制改正)	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 66項目を見直し(うち14項目を廃止・ 縮減) (平成27年度税制改正)	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 65項目を見直し(うち26項目を廃止・ 縮減) (平成28年度税制改正)	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 74項目を見直し(うち10項目を廃止・ 縮減) (平成29年度税制改正)	引き続き見直しを行い、適用僅少の 特例等につき廃止・縮減を実施。	イ

評価結果	目標達成度の測定結果(※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	測定指標2及び5は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。 測定指標2及び5については、目標を達成した。その他の指標1、3及び4については、目標を達成又は目標達成に近い実績を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
	政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>「地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること」(測定目標1、2及び3に該当)</p> <p>→指標1「国・地方間の税源配分比率」については、平成28年度の実績値では地方が39.0%と平成25年度の基準値(41.8%)に比べ2.9ポイント減少しているが、これは国税の所得税と地方税の住民税の収入額の伸び率が国税の方が大きいことが要因であり、株式譲渡所得割のうち、国税が15%、地方税が5%と国：地方=3：1となっていることにより、国税の伸び率が大きくなっている。もう一つの要因としては平成26年度の消費増税であり、税率が3%引き上げられたが、増税分の3%の内訳は国税分が2.3%、地方消費税分が0.7%となっており、国税の伸び率が大きくなっている。引き続き、地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方の見直しに取り組んでいくこととする。</p> <p>→指標2「歳入総額に占める地方税の割合」については、これまで、法人事業税への外形標準課税の導入(H16～)や、個人住民税の3兆円の税源移譲(H19～)等の取組を行ってきた。平成26年4月から消費税率(国・地方)が5%から8%に引き上げられたが、このうち地方消費税率(消費税率換算)を1%から1.7%へ引上げるにより、その充実を図った。その結果、平成28年度の実績値(平成27年度決算数値)において基準値(平成24年度決算数値)に比較して約3.9ポイントの増加となった。</p> <p>→指標3「地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較」については、年度ごとの実績値が基準値(2.5倍)と同程度になった背景としては、平成26年度税制改正においては、地域間の税源の偏在性を是正し、法人住民税法人税割の税率を引下げ、地方法人税を創設し、平成27年度税制改正においては、法人事業税の応益性の強化及び税収の安定化を図る観点から、外形標準課税の拡大を行い、平成28年度税制改正においても更なる拡大を行ったことが考えられる。以上により、今後においても、税源の偏在性の小さく安定的な地方税体系の構築に寄与することが期待される。</p>	
		<p><施策目標>「住民自治の確立に向けた地方税制改革を実施すること」(測定目標4及び5に該当)</p> <p>→指標4「地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組」については、平成24年度税制改正導入された地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)について、平成29年度改正においては累計で36項目となっており(平成27年度税制改正で8項目の追加、平成28年度税制改正で5項目の追加、平成29年度税制改正で13項目の追加)、拡充が進んでいるものと言える。</p> <p>→指標5「地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数」については、平成28年度税制改正においては、既存の74項目について見直しを行った結果、10項目の廃止・縮減することとした。以上により、住民自治の確立に向けた地方税制改革において、一定の取組は進んでいるものと判断される。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・測定目標1、2及び3について、引き続き法人事業税における外形標準課税の拡大等の検討を行い、地方税を充実し税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に努めることとする。 ・測定指標4及び5について、地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、今後においては地域決定型地方税制特例措置の更なる拡充及び政策減税措置の更なる廃止・縮減を検討することとする。 <p>(平成30年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>II 予算の継続・現状維持</p>		
	平成30年度予算概算要求への主な反映内容	地方税制度の整備に必要な経費のうち、調査研究に係る経費の見直しを行い、経費縮減を図ったことから、予算の減額要求を行う。	
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-	

学識経験を有する者の知見等の活用	・平成29年7月、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授及び東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から、評価結果欄及び学識経験者知見活用欄の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政府税制調査会(http://www.cao.go.jp/zei-cho/) 税制改正(地方税)(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)
---------------------------	--

担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 川窪 俊広	政策評価実施時期	平成29年8月
---------	---------------	--------	-----------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
 ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
 ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。
 ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。